

第2章

復興体制の整備

空白

■趣旨、基本的考え方

復興に向けた活動を円滑かつ効率的に実施するために、被災後すみやかに庁内において復興に関わる体制を整備することが必要である。そのため、被災直後においては、「目黒区災害対策本部条例」に基づく災害対策本部を中心とする体制で応急対策や復旧対策を実施するが、概ね2週間後に災害対策本部とは別に震災復興のための本部組織（震災復興本部）を設置し、順次、体制及び業務を移行する。

震災復興本部は、区長を本部長とする全庁的かつ臨時的な組織とし、復興計画の策定や復興事業全体の庁内体制の統括を行い、復興事業が概ね終了した時点で廃止する。また運営は、政策企画課、防災課、都市計画課の3課からなる事務局が行う。

復興においては、特定の部門や職種に業務が集中しかつ複雑化するため、行政能力と人員・体制を強化することが求められる。そのため、必要に応じて職員の再配置や他の自治体からの派遣職員受け入れ等を行い、適切な人員・体制を構築し、行政能力を高め、行政需要に対応する。

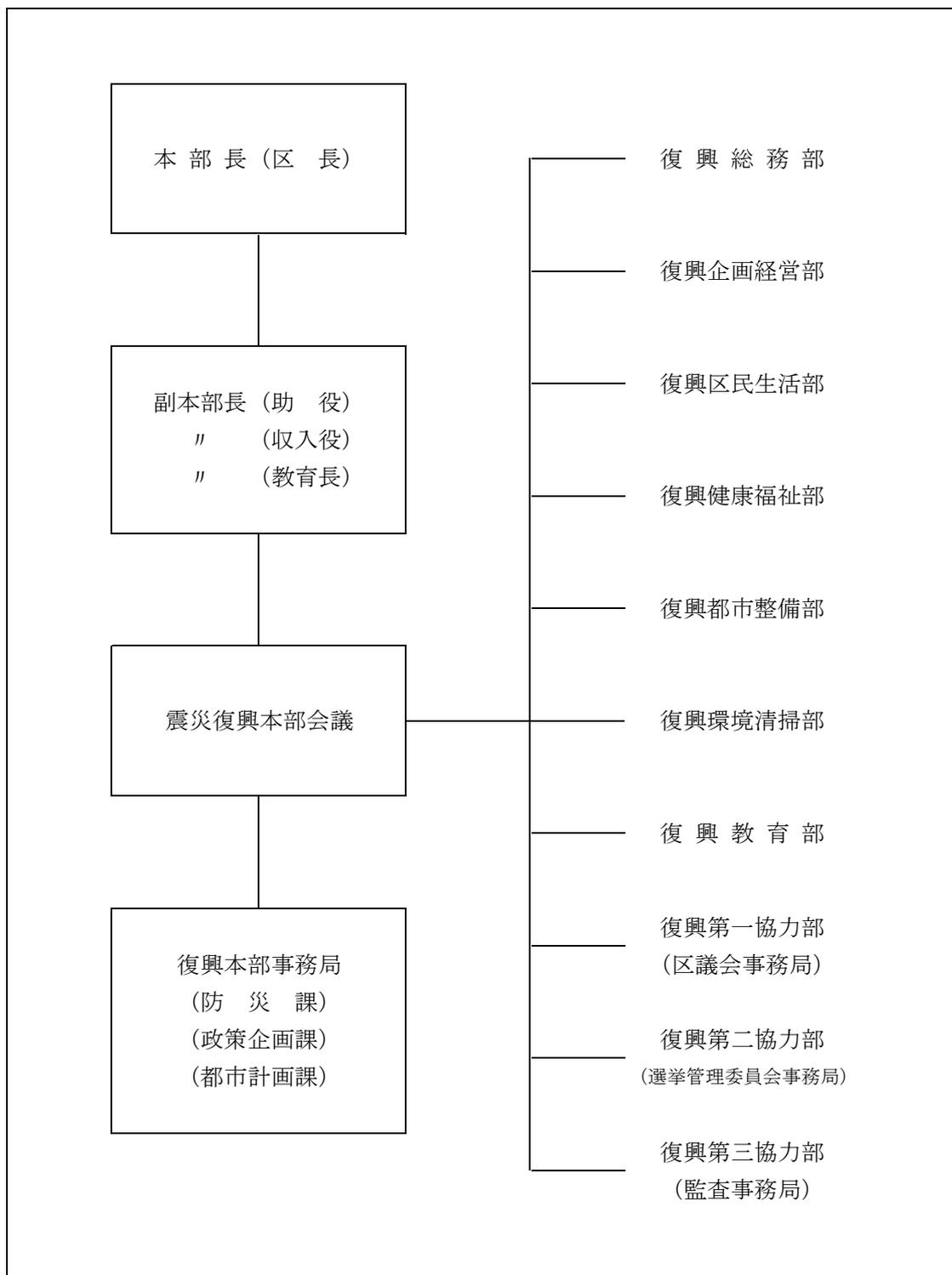
項目名	(1) 震災復興本部の設置
震災後の応急対策が一段落した段階において、復興対策を総合的かつ計画的に実施するため、災害対策本部とは別組織である震災復興本部を設置する。	

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法
震災復興本部の設置	被災後2週間程度～	防災課	<p>○区長は、震災被害が甚大であり、震災復興施策の迅速かつ計画的な遂行のため必要があると認める時は、震災復興本部を設置する。</p> <p>○震災復興本部を設置したときは、その旨を速やかに、本部構成員、東京都、関係防災機関及び隣接区長に通知するとともに、区民に周知する。</p>
震災復興本部の廃止	復興事業が概ね終了したとき	防災課	<p>○区長は、復興事業が概ね終了したと認めるときは、震災復興本部を廃止する。</p> <p>○廃止の場合も、東京都等に通知するとともに、区民に周知する。</p>
<p>留意事項</p> <p><input type="checkbox"/> 事前準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災復興本部条例は、平成18年度制定予定。 			

項目名	(2) 震災復興本部の組織
震災復興本部は、災害対策本部と同様に臨時的組織とする。また、全庁的な組織として編成する。	

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法
本部の組織構成			○組織図 別紙1のとおり ○構成員 ・本部長 区長 ・副本部長 助役 収入役 教育長 ・本部長 総務部長 企画経営部長 区長室担当部長 財政担当部長 区民生活部長 産業経済担当部長 健康福祉部長 健康推進担当部長 保健所長 子育て支援担当部長 都市整備部長 街づくり推進担当部長 環境清掃部長 教育次長 区議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長 総務課長 防災課長 ・その他 本部長が指名する区職員 ・事務局 政策企画課 防災課 都市計画課 ○各部の分掌事務 別紙2のとおり
留意事項			

目黒区震災復興本部組織図



震災復興本部各部の分掌事務

部 名	分 掌 事 務
復興総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部活動の総合統制に関する事。 2 本部会議の運営に関する事。 3 区有施設の復旧・再建の総括に関する事。 4 施設、用地の総合的な利用調整に関する事。 5 車両等の調達及び調整に関する事。 6 職員の配置及び他自治体等からの職員派遣に関する事。 7 ボランティア、NPO等の受入れ及び配置に関する事。 (他の部に属するものを除く) 8 東京都及び関係防災機関との連絡調整に関する事。(他の部に属するものは除く) 9 生活安全対策に関する事。 10 外国人に対する支援に関する事。 11 前各号に掲げるもののほか、他の部に属さないこと。
復興企画経営部	<ol style="list-style-type: none"> 1 震災復興基本方針の策定に関する事。 2 震災復興計画の策定に関する事。 3 震災復興に係る予算の総括に関する事。 4 国・都への要望事項のとりまとめに関する事。 5 広報及び報道機関との調整に関する事。 6 情報提供及び相談体制の整備の総括に関する事。 7 被災者の安否情報に関する事。 8 前各号に掲げるもののほか、震災復興に係る企画、調査及び情報管理に関する事。
復興区民生活部	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者生活実態調査に関する事。 2 義援金の募集、配分に関する事。 3 税・保険料等の措置に関する事。(他の部に属するものを除く) 4 地域区民活動の支援に関する事。 5 産業の復興に関する事。 6 前各号に掲げるもののほか、震災復興に係る区民生活に関する事。
復興健康福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者生活実態調査の応援に関する事。 2 医療体制の整備に関する事。 3 社会福祉施設の再建・支援に関する事。 4 要援護者に対する支援に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> 5 保健・衛生対策及び生活環境の整備に関すること。 6 生活支援対策に関すること。(他の部に属するものを除く) 7 支援物資の受け入れ、配分に関すること。 8 生活物資の調達、配分に関すること。 9 専門ボランティア等の受入れ及び配置に関すること。(他の部に属するものを除く) 10 前各号に掲げるもののほか、震災復興に係る福祉に関すること。
復興都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> 1 都市復興班の設置及び活動の総合統制に関すること。 2 家屋被害概況調査に関すること。 3 家屋被害状況調査に関すること。 4 都市復興基本計画の策定及び推進に関すること。 5 住宅復興計画の策定に関すること。 6 住宅の供給及び再建支援等に関すること。 7 道路、公園等の復旧・再建に関すること。 8 がれきの処理の総括に関すること。 9 専門ボランティア等の受入れ及び配置に関すること。(他の部に属するものを除く) 10 前各号に掲げるもののほか、震災復興に係る都市整備に関すること。
復興環境清掃部	<ul style="list-style-type: none"> 1 ごみ、し尿及びがれきの処理に関すること。 2 前号に掲げるもののほか、震災復興に係る環境保全及び清掃業務に関すること。
復興教育部	<ul style="list-style-type: none"> 1 学校教育活動の継続、再開に関すること。(他の部に属するものを除く) 2 被災児童・生徒等への支援に関すること。 3 文化財の復旧・復興支援に関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、震災復興に係る教育に関すること。
復興第一協力部 (区議会事務局)	<ul style="list-style-type: none"> 1 議会との連絡調整に関すること。 2 他の部の応援に関すること。
復興第二協力部 (選挙管理委員会事務局)	<ul style="list-style-type: none"> 1 他の部の応援に関すること。
復興第三協力部 (監査事務局)	<ul style="list-style-type: none"> 1 他の部の応援に関すること。
各部共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 1 区有施設の復旧・再建に関すること。 2 情報提供及び相談体制の整備に関すること。

項目名	(3) 震災復興本部会議の運営
復興に関する重要な課題について総合的な調整を行う場として「震災復興本部会議」を設置する。この会議は、平常時における政策決定会議に準ずるものとして位置づけられ、復興の基本方針・復興計画の策定等についての審議を行う。	

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法
会議の構成員			<ul style="list-style-type: none"> ○構成員 本部長、副本部長、本部員 ○事務局 政策企画課、防災課、都市計画課
会議の招集	本部設置後	政策企画課 防災課 都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長は、会議を招集し、主宰する。 ○本部員は、会議を開催する必要がある場合には、その旨を総務部長に要請する。 ○総務部長は、本部員から要請があった場合又は自ら必要があると認める場合には、直ちに本部長に会議の開催を要請する。
付議事項	本部設置後	政策企画課 防災課 都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ○復興基本方針、復興計画の策定等震災復興に関する重要事項の審議 ○震災復興に関する重要事項の進行管理
留意事項			

項 目 名	(4) 区職員の配置調整
<p>震災復興事業や長期間を要するような本格的な復旧事業を実施する際には、通常業務に加えて膨大な事務が相当長期間にわたって発生するため、特定の分野や職種において人員が不足することが予想される。</p> <p>このため、事務量が大幅に増加する部課等に弾力的かつ集中的に職員を配置するとともに、区全体として職員が不足する場合には、地方自治法第252条の17又は災害対策基本法第29条の規定に基づき、他の地方公共団体等の職員の派遣を要請する。</p>	

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法
職員の再配置	被災後2週間～	人事課	<p>○復興事業等を推進するうえで、特に人材を必要とする部課等が生じた場合は、職種、人数、期間を調査する。</p> <p>○調査結果に基づき、各部と協議、調整を行い、職員の再配置を行う。</p>
職員の派遣要請等	被災後2カ月～	人事課	<p>○区全体として職員数が不足し、他の自治体からの職員の派遣によっても不足を補うことが困難である場合には、他の地方公共団体等の職員の派遣を要請するなどの措置を講ずる。</p>
<p>留意事項</p> <p><input type="checkbox"/>被災後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の過度な長時間労働等を防ぐ為に、1人当たりの業務量の適正化を図り、一部の職員に業務が極端に集中することがないように配慮する。 			

■趣旨、基本的考え方

効率的かつ的確な復興を進めるためには、被害状況を迅速かつ正確に把握することが重要である。そのため、被災後直ちに区有施設の被害状況を調査し、次に区民の生活上の被害状況を調査するために、被災者生活実態調査を行う。

なお被災直後の被害状況の調査は、災害対策本部の所管とし、被災後2週間以降の調査は復興対策本部の所管とする。また家屋に関する調査については、第3章の都市復興で記述する。

図-各種調査の流れ

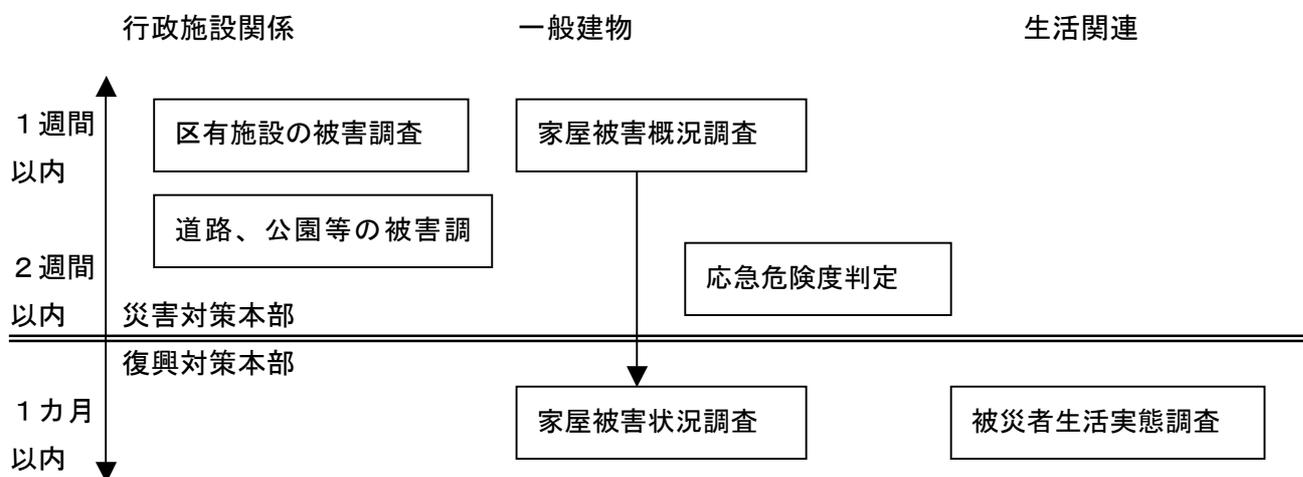


表-主な調査の位置づけ、役割

	物的			人的
名称	家屋被害概況調査 (第2章 2節)	家屋被害状況調査 (第3章 3節)	応急危険度判定	被災者生活実態調査
調査の目的	市街地の被害の概況を把握	正確な被害の把握、復興街づくりの基礎資料	建築物の使用上の安全性を緊急に調査	被災者の生活実態を調査
調査時期	1週間以内	1カ月以内	1週間以内	1カ月以内
根拠法	なし	災害対策基本法	なし	なし
調査方法	消防情報等の整理、現地補足調査	被害を受けた建物の全数を現地調査	被害を受けた建物の全数を現地調査	原則として全被災世帯に対し、聞き取りまたは訪問調査
役割意味	第1次建築制限区域の設定根拠	復興対象地区設定根拠、り災証明発行の資料	建物使用の可否の判断材料	住宅復興、くらし復興の基礎資料

項目名	(1) 区有施設の被害状況把握と復興手順
<p>震災により区有施設が被災した場合は、速やかに施設の応急危険度判定を実施し、被害状況を確認したうえで、当面の施設の使用継続の可否を判断する。</p> <p>また、救援・救護活動の拠点となる施設については、設備等の応急復旧対策を速やかに講じる。</p>	

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法
区有施設の被害概況の把握	被災直後	各所管課 参集職員 施設課	○各担当は、管理する区有施設の被害概況を把握し、災害対策本部へ報告をする。 特に総合庁舎、防災センター、区立小中学校等については、直ちに被害概況を把握する。
区有施設の応急危険度判定の実施	被災直後	各所管課 参集職員 施設課	○各担当は、被害概況に応じて施設課との連携のもと、必要な応急危険度判定を実施し、施設の応急修理の実施、あるいは、施設の閉鎖等の応急的な対応を決定する。 ○施設の応急危険度判定の実施について、必要人員が満たされないと思われる場合は、災害対策本部を通じて都に応援要請を行う。
区有施設の再建計画の策定	被災後1カ月～	各所管課 施設課 政策企画課	○各担当は、施設の応急危険度判定結果に基づき、施設の復旧・再建方法の検討を行う。 ○区有施設の被害状況を集約し、再建方法や優先順位を決定する。 ○区有施設の再建計画を策定し、目黒区震災復興計画に盛り込む。

留意事項

□事前準備

- ・区有施設については、位置、規模、用途、構造・階数、建築年・改修年、空調設備等の設備設置（更新）年をデータベース化する。

□被災後

- ・再建計画の立案に当たっては、小中学校や福祉施設の再建を迅速に行うとともに、体育館、図書館、社会教育館などスポーツ・文化施設の早期再建を図り、生活に潤いや活力を取り戻せるよう努める。また、耐震性、機能性、省エネ化など、従来よりも質の高い施設の実現を目指す。

項目名	(2) 被災者生活実態調査
<p>区民の被害状況については、住宅等の被害状況を把握するだけでなく、生活需要をきめ細かく把握するために、被災全世帯の被災前後の生活状況、今後の意向等の実態を調査し、住宅及びくらしの復興対策を講じていく。</p> <p>そのため、区は、震災復興計画の基礎資料とするため、避難所滞在者、自宅残留者、区外への避難流出者を対象として、被害者生活実態調査を実施する。</p>	

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法
(1) 被災者生活実態調査の実施準備	被災直後1週間	地域振興課 健康福祉計画課	<ul style="list-style-type: none"> ○都の福祉保健局及び都市整備局と調査方法(別紙1)、調査項目・調査票様式及び集計フォーマット(別紙2、3)について調整する。 ○調査項目については、区で活用するものと都に集約して活用するものに明確に区分する。 ○調査については、必要に応じて地域福祉需要調査と一体のものとして実施する。 ○調査員が不足する場合は、都の福祉保健局に応援を要請する。
(2) 被災者生活実態調査の実施	被災後2週間程度～1カ月	地域振興課 健康福祉計画課	<ul style="list-style-type: none"> ○区は、被災者生活実態調査を実施する。実施する前に、新聞や区報で調査を実施することを周知し、区外避難者にも調査の実施を伝達するよう努める。 ○必要に応じ、都及び他の地方公共団体の応援を受けることとし、応援を受ける場合は、応援職員に対し、調査の手順を周知徹底する。
(3) 調査結果等の集約	被災後1カ月～	地域振興課 健康福祉計画課	<ul style="list-style-type: none"> ○集計フォーマットに従って調査結果を集計し、都の福祉保健局に報告する。 ○区は、結果をデータベース化し、住宅需要や福祉需要の内容や量を分析し、震災復興計画の基礎資料とする。
留意事項 <input type="checkbox"/> 被災後			

- ・調査の対象は、自宅外避難者の想定だけで3万世帯に及ぶほか、調査対象も分散するため、効率的に進める必要がある。
- ・区外避難者への対応方法を検討しておく。

	被災者の居所	
	区内	区外
避難所滞在世帯調査	調査員による聞き取り	避難所開設を依頼した区市町村による聞き取り結果を区に郵送依頼
応急住宅入居者調査	入居応募時に窓口で確認調査	
自宅等残留者実態調査	調査員による訪問調査又は郵送による調査	
疎開者等実態調査		連絡先の申し出又は調査を受け、返送封書つきで郵送。

被災者生活実態調査(兼地域福祉需要調査)

①調査月日	月 日	②調査員	所属		氏名	
③調査場所	学校(学校名)				自宅(住所)	
	その他(施設名または住所)					
④世帯構成	氏名	性別	年齢	続柄	被災時の住所	現在の居所
⑤心身の状態	ケガの状態	ケガをした方 人 (上記のうち医療を要する方 人) ※具体的状態			健康状態等	1 病気の方 人 (上記のうち医療を要する方 人) 2 要介護高齢者 人 要介護 人 (うち重症者 人) 要支援 人 (上記のうち医療を要する方 人) ※「重症者」とは要介護度4・5 3 障害のある方 人(手帳の有無、種類) (上記のうち医療を要する方 人) ※手帳の種類は、「身」「愛」等と記載
⑥住宅の状況	被災前の住宅の状況Ⅰ	持家 借地・持家 公営住宅 公団賃貸 公社賃借 民間賃借 給与住宅(社宅・寮) その他 ※○を付ける				
	被災前の住宅の状況Ⅱ	一戸建て 長屋建て 共同建て(アパート) 共同建て(マンション) その他 ※○を付ける				
	被災前の住宅の状況Ⅲ	居住専用 居住・産業併用 その他 ※○を付ける				
	被災前の住宅の状況Ⅳ	木造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造 鉄骨造 コンクリートブロック造 その他 わからない ※○を付ける				
	被災後の現状	そのまま住むことができる 住むことはできるが修理が必要 住むことができない わからない その他 ※○を付ける				
	今後の意向Ⅰ	自宅に住み続けたい 公共賃貸住宅に移りたい 民間賃貸住宅に移りたい 持家を購入したい その他 ※○を付ける				
	今後の意向Ⅱ	都外に移りたい 都内に住み続けたい ※○を付ける				
⑦世帯の収入状況	世帯全員で、月収 約 万円 (生活保護受給の有無 ※○を付ける)					
⑧暮らしの上で困難なことや不安なことなど	住まいに関すること 健康に関すること 介護に関すること 教育に関すること 仕事に関すること 収入に関すること その他() ※○を付ける					
⑨必要とする福祉サービス等	施設入所(種別) ホームヘルパー デイサービス ショートステイ 訪問看護 保育所 障害者の作業所 生活保護 その他() ※○を付ける					

出典：東京都震災復興マニュアル復興施策編

被災者生活実態調査(兼地域福祉需要調査)報告書

区市町村名	担当	部	課	(担当者)	TEL
世帯の状況					
被災世帯数	被災者総数	高齢者数	児童数	障害者数	
避難所	ケガをした人	要介護	乳児	身体障害	
応急的住宅	うち要医療	上記のうち重症者(再掲)	幼児	知的障害	
自宅等	病気の人	要支援	その他	精神障害	
その他	うち要医療	その他		不明	
		不明			
住宅の状況					
被災前の住宅の状況 I	被災前の住宅の状況 II	被災前の住宅の状況 III	被災前の住宅の状況 IV	(参考) ・長屋建 → テラスハウス等、2つ以上の住宅を1棟に建て連ねた住宅 ・給与住宅 → 社宅・寮等、会社、官公署、学校等がその社員、職員、教員等を居住させる目的で建築された住宅	
持家	一戸建て		木造		
借地・持家	長屋建て		鉄骨鉄筋コンクリート造		
公営住宅	共同建て(アパート)		鉄筋コンクリート造		
公団賃借	共同建て(マンション)		鉄骨造		
公社賃借	その他		コンクリートブロック造		
民間賃借	被災前の住宅の状況 III	その他	わからない		
給与住宅(社宅・寮)	居住専用				
その他	居住・産業併用				
	その他				
被災後の現状			今後の意向 I	今後の意向 II	
そのまま住むことができる		自宅に住み続けたい	都外に移りたい		
住むことはできるが修理が必要		公共賃貸住宅に移りたい	都内に住み続けたい		
住むことができない		民間賃貸住宅に移りたい			
分からない		持家を購入したい			
その他		その他			
収入状況等			※世帯種別		
世帯の平均収入	生活保護受給世帯		65歳未満の単身世帯		
暮らしの上で困難なことや不安なこと		必要とする福祉サービス	65歳以上の単身世帯		
住まいに関すること		高齢者の入所施設(介護保健)	夫婦のみ		
健康に関すること		高齢者の入所施設(その他)	高齢者夫婦のみ		
介護に関すること		身体障害者の入所施設	夫婦と子供(18歳未満)		
教育に関すること		知的障害者の入所施設	夫婦と子供(18歳以上)		
仕事に関すること		障害児の入所施設	夫婦と高齢者		
収入に関すること		その他の入所施設	夫婦と高齢者と子供(18歳未満)		
その他		ホームヘルパー	その他		
		デイサービス			
		ショートステイ			
		訪問看護			
		保育所			
		障害者の作業所			
		生活保護			
		その他			

出典：東京都震災復興マニュアル復興施策編

項目名	(3) 道路、公園等の被害状況把握と復興手順
<p>震災により道路、公園等が被災した場合は、速やかに施設の点検調査を実施し、被害状況を確認したうえで、当面の施設の使用継続の可否を判断する。</p> <p>応急復旧対策後、本格的な復旧復興対策を行う。</p>	

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法
道路、公園等の被害概況の把握	被災直後	土木工事課 みどり公園課	○各担当は、管理する公共施設の被害概況を把握し、災害対策本部へ報告をする。
道路、公園等の点検調査の実施	被災直後	土木工事課 みどり公園課	○各担当は、被害概況に応じて必要な点検調査を実施し、応急修理の実施、あるいは、使用停止等の応急的な対応を決定する。 ○施設の点検調査の実施について、必要人員が不足する場合は、災害対策本部を通じて都に応援要請を行う。
道路、公園等の再建計画の策定	被災後1カ月～	土木工事課 みどり公園課 政策企画課	○各担当は、点検調査結果に基づき、公共施設の復旧・復興方法の検討を行う。 ○公共施設の被害状況を集約し、再建方法や優先順位を決定する。 ○公共施設の再建計画を策定し、目黒区震災復興計画に盛り込む。
<p>留意事項</p> <p>□被災後</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路、公園等の再建にあたっては、バリアフリーによる福祉のまちづくり、電線類の地中化、良好な都市景観の形成の形成など、従前以上の質的向上を目指す。 			

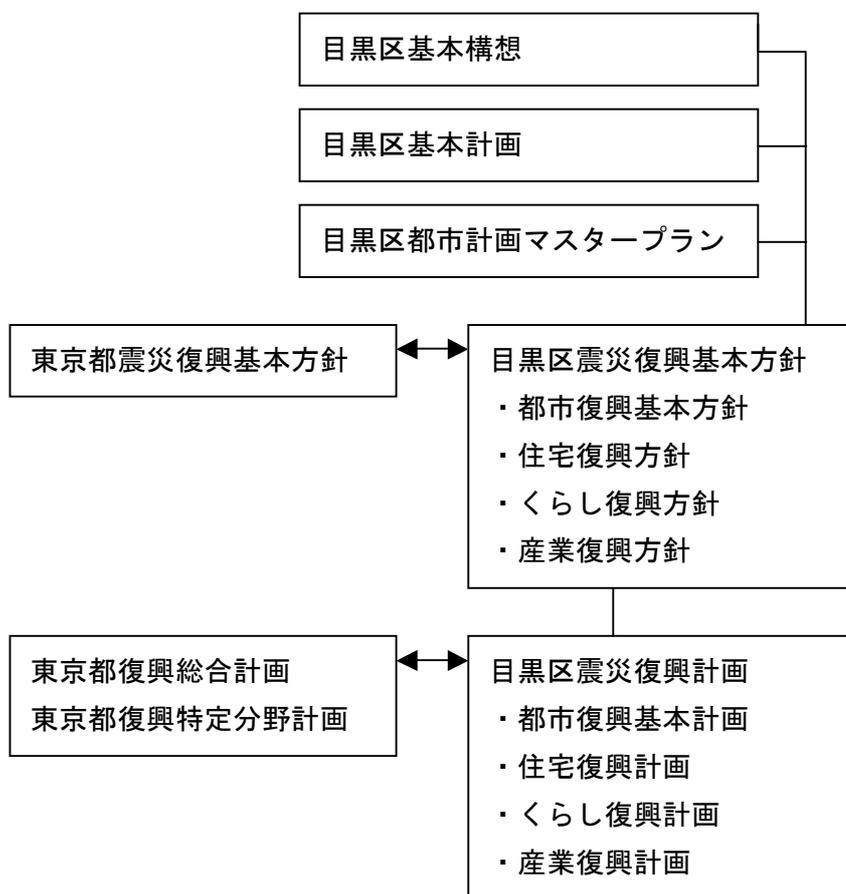
■趣旨、基本的考え方

復興を円滑かつ効率的に進めるために、目黒区においては、復興のマスタープランとして目黒区復興基本方針と目黒区震災復興計画を策定し、それに基づいて各種の事業の整合を図りつつ、個別事業を行う。

目黒区復興基本方針は、区としての復興の方針を示すもので都市復興基本方針及び住宅復興方針、くらし復興方針、産業復興方針から構成される。

目黒区震災復興計画は、復興のマスタープランであり、基本方針をより具体化したものとし、都市復興計画、住宅復興計画から構成される。

図-復興の計画体系



項目名	(1) 震災復興基本方針の策定
<p>震災後の復興に関して、震災復興本部長は速やかに、復興後の区民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本的な取組みを明らかにする「目黒区震災復興基本方針」を策定し、内外に公表する。</p> <p>目黒区震災復興基本方針は、目黒区震災復興計画の骨格となるものである。</p> <p>○目黒区震災復興基本方針の項目（案）</p> <p>1.復興の理念</p> <p>2.復興の基本目標</p> <p>3.復興の基本方針</p> <p>（1）都市復興基本方針</p> <p>（2）住宅復興方針</p> <p>（3）くらしの復興方針</p> <p>（4）産業復興方針</p> <p>4.震災復興計画の策定</p> <p>（1）都市復興基本計画</p> <p>（2）住宅復興計画</p> <p>（3）くらしの復興計画</p> <p>（4）産業復興計画</p>	

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法
震災復興基本方針案の作成	復興本部設置後1週間 ～	政策企画課	○復興本部設置後1週間以内に、家屋被害概況調査の結果を踏まえて、目黒区震災復興基本方針案を作成し、復興本部会議に付議する。 ○基本方針案策定にあたっては、「目黒区震災復興マニュアル」及び「東京都震災復興基本方針」を参考にする。
震災復興基本方針の決定	復興本部設置後2週間 ～	政策企画課	○復興本部長は、震災復興本部会議での審議を経たうえで基本方針を決定し、内外に公表する。
<p>留意事項</p> <p><input type="checkbox"/>事前準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予め被害状況に応じた複数の震災復興基本方針（案）を作成する。 <p><input type="checkbox"/>被災後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都の震災復興基本方針案との整合を図る。 			

項目名	(2) 震災復興計画の策定
<p>震災後の復興に関して策定された「目黒区震災復興基本方針」に基づき、「目黒区震災復興計画」を作成し、区民意見の聴取等の調整後、震災復興本部会議の審議を経て決定、6カ月以内に公表する。</p> <p>都市復興に関しては、2カ月以内に都市復興基本計画（骨子案）を作成公表する。</p> <p>震災復興計画は、復興のマスタープランとなるものであることから、目黒区基本計画との整合及び関係を整理しておく。</p> <p>○目黒区震災復興計画の項目案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 理念 2. 基本目標 3. 計画期間 4. 震災復興計画の策定 <ol style="list-style-type: none"> (1) 都市復興基本計画 (2) 住宅復興計画 (3) 暮らしの復興計画 (4) 産業復興計画 5. 復興プログラム 	

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法
震災復興計画案の作成	震災復興基本方針策定後	政策企画課 各所管課 政策企画課 財政課	<p>○復興本部長は、目黒区震災復興基本方針の決定後、復興計画策定方針を作成し、関係所管に計画案作成を依頼する。</p> <p>○各所管課は、計画策定方針に基づき計画案を作成し、政策企画課と調整を行う。</p> <p>○なお、暮らしの復興については、保健医療、高齢・障害・児童福祉、保健衛生、学校教育など、幅広い行政分野にわたるため、必要に応じ各所管課で相互調整を行う。</p> <p>○政策企画課は、計画原案をとりまとめる。</p> <p>○財政課は、計画原案の作成に並行して財政計画を作成する。</p>
都市復興基本計画（骨子案）の公表	被災後2カ月以内	都市計画課	○都市復興基本計画に関しては、骨子案を公表する。

区民意見の聴取、意見調整	被災後4カ月程度	政策企画課	○復興計画原案を区民に提示し、広く意見を求める。 ○区民からの意見を集約し、「東京都総合復興計画」など関連する諸計画との整合性を検討し、必要な検討を行う。
震災復興計画の決定	被災後6カ月程度	政策企画課	○復興本部長は、震災復興本部会議の審議を経て、目黒区震災復興計画を決定、公表する。
<p>留意事項</p> <p><input type="checkbox"/>事前準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予め震災復興計画のひな形を作成する。 <p><input type="checkbox"/>被災後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都のスケジュールや復興総合計画との整合に留意して、作業を進める。 ・ 都市復興基本計画について、都及び区は、2カ月以内に都市復興基本計画（骨子案）を作成し、公表することに留意する。 ・ 原案作成後、区民に提示し意見を求め、意見集約とともに必要な調整を行うこととなるが、区報やホームページ等多様な手法で広報を行う。 			

■参考-東京都のスケジュール

- ・ 東京都は、被災後1カ月以内に復興計画策定方針を作成し、被災後4カ月以内に復興総合計画の原案を作成し、公表する。

■趣旨、基本的考え方

復興の推進に当たっては、区として財源を確保することが重要である。そのため、被災後早い段階で大まかな財政需要の規模を想定し、被害状況を精査し、震災復興計画に掲載する復興事業の内容検討に合わせ、財政需要を積み上げ、区として必要な財源対策を行うとともに、国や都へ必要な財政措置を要望していく。

なお、被害が大きい場合は、国の激甚災害の指定を受け、公共施設の復旧については、補助率のかき上げが行われることに留意する。

項目名	(1) 財政需要の把握
<p>財政需要見込みは、予算措置、財源対策や財政措置に係る国・都への要望、復興計画の策定等を行うときの前提資料になる。このため、その速やかな把握とともに、高い精度も求められる。そこで、財政需要は数次にわたって見込み、順次その精度を高めていく。</p>	

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法
応急・復旧事業に関する財政需要見込額の算定	震災直後～被災後1週間以内	各所管課	○緊急を要する応急・復旧事業や被災者の生活支援に関する財政需要を算定し、財政課に報告する。
復興事業に関する財政需要見込額の算定	被災後1カ月以内	各所管課	○復興に関する所管事業及び財政需要を事業別・項目別等に把握し、財政課に報告する。
財政需要見込額の報告	○応急等1週間以内 ○復興1カ月以内	財政課	○応急・復旧事業に要する財政需要を集約し、災害対策本部に報告する。 ○復興に要する財政需要を集約し、調整をしたうえで震災復興本部に報告する。
財政需要見込額の補正及び報告	毎月	財政課	○財政需要見込額を精査し、当初報告額の修正があれば、震災復興本部に報告する。
震災復興計画の予算規模の算定	6カ月以内	財政課	○震災復興計画に掲載する事業の実施に必要な総予算額を算定し、公表する。 ○震災復興計画期間内の各年度毎に必要な予算を算定する。
<p>留意事項</p> <p><input type="checkbox"/>被災後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の激甚災害に指定されると、公共施設の復旧に要する事業費の補助率のかさ上げ措置が講じられる。 			

項目名	(2) 予算措置方針の策定
<p>応急・復旧対策を円滑に実施するための予算措置方針を策定し、災害対策予算の編成や執行の管理等を行う。</p> <p>また、震災により財務会計システムが機能しなくなった場合は、代替手段により収入・支出を管理する方策を講じる。</p>	

震災後の行動	実施時期	所管課	手順と方法
予算措置方針の策定	震災直後～被災後2週間以内	財政課	<ul style="list-style-type: none"> ○応急・復旧事業に係る財政需要報告を集約し、必要額を確定する。 ○予算流用、予備費充用、補正予算の編成等、必要額を確保するための具体的な予算措置方針案を策定する。 ○必要に応じて、政策決定会議に付議する。 ○各所管課に予算措置方針を通知する。
災害対策予算の編成	予算措置方針の通知後	財政課 各所管課 財政課 総務課 区議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○予算編成方針を策定し、各所管課に通知する。 ○災害対策予算の見積もりを行う。 ○予算案を決定する。 ○予算審議のための臨時議会の召集について協議・調整する。 ○補正予算等の議決を行う。
予算執行	予算措置方針の通知後	収入役室 各所管課	<ul style="list-style-type: none"> ○各所管課に、支払方法に関する基本方針等を通知する。 ○予算措置方針、支払方針等に従って、速やかに予算を執行する。
留意事項 <input type="checkbox"/> 事前準備 <ul style="list-style-type: none"> ・財務会計システムが機能しなくなった場合の予算執行方法を検討する。 			

項 目 名	(3) 財源対策
<p>巨額の財政需要と大幅な税収減が想定されるため、財源対策は極めて重要な柱となる。このため、できる限りの措置を講じて財源を確保し、応急・復旧対策、復興対策に取り組み、一日も早い区民生活の再建を図る。</p>	

震災後の行動	実施時期	所 管 課	手 順 と 方 法
災害復旧事業債	被災後1カ 月～	財政課	○起債申請後、所要の手続きをとる。
歳入欠かん等債	被災後1カ 月～	税務課	○大震災等の影響による区税収入の減少見込みを算定し、財政課に報告する。
		財政課	○起債申請等の所要の手続きをとる。
留意事項			

項目名	(4) 国・都への要望事項の取りまとめ
<p>巨額の復興財政需要に対応するため、既存の制度の枠内で措置可能なものについては速やかに要望事項を取りまとめ、国及び東京都に要請する。</p> <p>また、既存の制度の枠を超える特例措置を設けなければならないものについても、早期に国及び東京都に要請する。</p>	

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法
国・都への要望事項の取りまとめ	被災後1カ月以内程度	各所管課 政策企画課 政策企画課	<p>○各担当は、一般施策で対応すべき事業と特例的な措置を必要とする事業を特定、政策企画課に報告する。</p> <p>○起債、国庫補助金、都支出金の措置等の要望事項について集約し、震災復興本部に報告する。</p> <p>○確定した要望事項を、国及び東京都に要請する。</p> <p>《要請すべき特例措置の例示》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策費に関する国庫補助負担金、都区財政調整における基準財政需要額への算入
留意事項			

■趣旨、基本的考え方

被災後は、復旧や復興のため、がれきの一時集積地や応急仮設住宅用地等多様かつ大量の用地が必要となり、また時間の経過により求められる用地の内容も変化する。

円滑な復興を進める上で用地の確保は1つの大きな要素であるが、目黒区においては、区内で確保できる用地に限りがある。そこで適切な用地の利用を図り、被災後は時間の経過に応じて利用方法を変更する等限られた用地を有効に活用する。

項目名	(1) 用地の確保・調整
<p>震災直後の応急・復旧事業及び復興事業を円滑に実施するため、速やかな被害状況の把握と、必要なオープンスペースの確保を図る。</p> <p>また、各分野にわたる用地需要を総合的に集約・整理し、国有地・所有地等を含めた計画的な用地等の確保及び調整を行う。</p>	

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法
用地の確保及び利用状況把握	被災直後	政策企画課 契約課 防災課	<p>○区有地の確保 あらかじめ想定した「震災後対策に必要な用地」が利用可能か否かを把握し、選別、調整を行う。</p> <p>○区有地以外の用地の確保 国や所有地等、復興に必要な用地の確保に努め、調整を行う。</p>
用地需要の集約と土地利用計画の策定	被災直後～2週間程度	政策企画課 契約課 防災課	<p>○震災後対策を行うための用地需要を把握・集約し、震災復興本部会議において用地使用の優先順位等を決定する。 (使用目的、面積、使用期間等)</p>
<p>留意事項</p> <p>□事前準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予め利用可能な用地をデータベース化し、用地確保利用計画案を作成しておく。 ・ 公園等の大規模なオープンスペースについては、被災後の時間に経過に応じた利用方法の変更を計画しておく。 <p>□被災後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて現地調査を実施したうえで、「用途別用地確保利用計画」を作成する。 ・ 災害対策本部と復興本部は共同で用地調整会議を設け、用地調整基本方針を策定する。 ・ 供給可能な土地を集約・整理し、全体的な用地の需要と供給を調整する。 			

震災後対策に必要な用地

用 途	設置・利用の時期	候補地等
広域避難場所	被災直後～数日間	<ul style="list-style-type: none"> ・駒場東大・駒場野公園一帯 ・中目黒公園一帯 ・世田谷公園一帯 ・東京工業大学 ・駒沢オリンピック公園一帯 ・林試の森公園 ・恵比寿ガーデンプレイス
第一次避難場所	被災直後～	40ヶ所 <ul style="list-style-type: none"> ・区立小中学校 ・都立高校 ・碑文谷公園
災害時へリ緊急離着陸場	被災直後～短期間	<ul style="list-style-type: none"> ・碑文谷公園グラウンド ・都立駒沢オリンピック競技場 ・東京大学陸上競技場 ・都立桜修館中等教育学校
生活物資の集積・輸送拠点	被災直後～1カ月程度	<ul style="list-style-type: none"> ・目黒区総合庁舎 ・区民センター ・めぐろパーシモンホール
がれき等の集積場(分別場)中継所	被災直後～約1年間	・広域避難場所、公園等の中で調整
第一仮置場（道路障害物除去がれき等） 第二仮置場（積替え用地） 第三仮置場（貯留・減容化用地）	被災直後～約1年間 被災後2週間～約1年間 被災後2週間～約1年間	同上 同上 ・東京湾臨海部方面で調整
遺体収容所	被災直後～	<ul style="list-style-type: none"> ・駒場体育館 ・中央体育館
ボランティア活動拠点	被災直後～	・目黒区総合庁舎
応急仮設住宅建設用地	被災後1週間～約2年間	・広域避難場所、公園等の中で調整
仮設診療所用地	被災後1カ月～	未定
賃貸型共同仮設店舗等の設置用地	被災後2週間～	未定
その他、仮設施設用地	随時	未定

■趣旨、基本的考え方

被災者の不安を少しでも軽減する上で、適切な情報提供や相談を行うことは非常に重要である。また、被災者の安否情報を提供することも必要である。そのため、区は被災後速やかに多様な媒体を活用し、各種の情報提供や相談を行う体制を整備する。

項目名	(1) 復興に関する情報提供
復興に関する区の方針や具体的な施策に関する情報のほか、被災地域の生活関連情報等、輻輳する各種情報を整理し、東京都をはじめとする関係機関とも緊密な連携を保ちながら、迅速かつ的確に区民に情報を提供する。特に一時的に区外に転出している区民、視力、聴覚等に障害がある区民や外国人への情報提供に配慮する。	

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法
臨時区報等の発行	復興本部設置後	各所管課 広報課	○復興施策の内容及び実施状況、生活関連情報等で、区民に提供する必要があるものを広報課に提出する。 ○それらの情報を整理し、随時臨時区報を発行する。また、ボランティア、NPO等の協力を得て、復興関連のニュースの定期的発行についても検討する。 ○配布方法については、被災直後の混乱期及び区外避難者への配布方法を別途検討する。
インターネット等の活用	復興本部設置後	広報課	○既存の区報のほか、目黒区ホームページ等の広報媒体を活用する。
都及び他自治体との連携	復興本部設置後	広報課	○都及び他の自治体と連携を図り、区外避難者に対しても情報提供する。 ○被害が甚大で、区独自の広報活動が不可能となった場合は、都に応援を要請する。 ○必要に応じ、都の復興関連情報も提供する。
報道機関への情報提供	復興本部設置後	広報課	○復興施策の内容及び実施状況、生活関連情報等で、区民に提供する必要があるものを報道機関に発表する。

留意事項

□被災後

- ・報道機関の取材については、業務に支障を来さないように窓口を一本化し、緊急の場合を除き、報道機関への発表の回数、時刻を定めて効率化することが望ましい。
- ・ホームページについては、復興専用のホームページを設置することも検討する。

項目名	(2) 被災者相談体制の整備
<p>被災者は、様々な生活上の不安や問題を抱えるため、行政が窓口を設け、被災者からの相談に応じることで、少しでも問題や悩みを解決し、その生活の再建と安定を支援していくことは、極めて緊急かつ重要な課題である。</p> <p>このため、各所管では、それぞれの分野において被災者の要請にきめ細かく対応するとともに、必要な情報を総合的かつ一元的に提供することも重要であることから、区民相談窓口において、震災発生後早期に被災者を対象とする被災者相談窓口を開設し、各担当と連携を図り、総合的な相談業務を開始する。</p>	

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法
被災者相談窓口の開設	被災翌日	区民の声課 各所管課 区民の声課 広報課	<p>○常設の区民相談窓口とは別に、総合庁舎内に被災者相談窓口を開設する。</p> <p>○被災者相談窓口は、関係所管、東京都、関係機関等の協力を得て開設し、連携して運営する。</p> <p>○法律相談については、災害時の支援協定を締結している「目黒区法曹会」に弁護士の派遣を要請する。</p> <p>○被災者相談窓口の開設について、広報課、報道機関等を通じて避難者にも周知する。</p> <p>○予想される相談内容</p> <p>法律相談 土地・建物相談 住宅相談 年金・保険相談 健康・心の相談 福祉・高齢者相談 教育相談 外国人相談 その他必要な相談</p>

留意事項

- 被災者のニーズに応じて、対応方法（面接、電話、メール等）、スペース、設備、相談時間等について検討する。
- また、総合庁舎に来庁することが困難な被災者に対する配慮として、第一次避難場所や地区サービス事務所への出張相談窓口等の対応も検討する。

項目名	(3) 被災者の安否情報システムの整備
<p>被災者の安否は、区民や区外からのニーズの大きい情報であるが、防犯や個人情報保護の観点からは慎重な取り扱いを要する。このため、避難者名簿の収集等に当たっては、公開について可能な限り本人同意を得るよう努めるとともに、家族や知人等の二次災害防止や不安解消等に必要最小限の情報を多様な媒体を使い適切に提供していく。</p> <p>被災直後の区民の安否情報は、災害対策本部の所管とするが、避難生活期以降については、復興対策本部の所管とする。</p>	

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法
安否情報の収集整理	被災後2週間程度～	情報課 広報課	○医療施設、東京消防庁等との協力により、区民の安否情報を収集整理し、データベース化し、区の窓口やホームページ等で公開する。
避難所避難者の名簿作成	避難所設置後	企画調整課 広報課	○避難所毎に避難している区民の名簿を作成し、避難所や区の窓口で閲覧できるようにするとともにホームページ等で公開する。 ○保護者がいない児童生徒については、ホームページ等で氏名、特徴を公開し、親族関係者からの連絡を待つ。
応急仮設住宅の居住者名簿の作成	応急仮設住宅設置後	住宅課 広報課	○応急仮設住宅に居住している区民の名簿を作成し、問い合わせ等に対応する。
留意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・安否情報の収集・公表は、本人の同意を原則としていく。 ・公開する情報は氏名と安否の別、入院先、避難所または応急仮設住宅の場所を原則とする。 			

第2章 復興体制の整備 第7節 ボランティア、NPO活動の支援

■趣旨、基本的考え方

復興におけるボランティア、NPO（以下ボランティア等）の果たす役割は、非常に大きく必要不可欠な存在である。そこで、区は、区民、ボランティア等との協働により、被災者の要求にきめ細かく対応した復興を進めて行くため、受け入れ体制を整備するなど、その活動を支援する。

基本的にボランティア等は、行政が対応しきれない広範囲で多岐に渡る活動の補助、被災者の個別的な要求への対応を主体的に行うものとし、当初区は、ボランティア活動を促進するためのコーディネート等を行い、逐次ボランティア自身による主体的な活動への移行を促進する。

受け入れ体制としては、災害対策本部に設置されるボランティア部を復興対策本部を移行し、対外的な連絡や庁内各部からの派遣要望の取りまとめと振り分けを行う。

またボランティア活動の拠点として「(仮称)目黒区災害ボランティアセンター」を設置し、ボランティアの登録、コーディネート、連絡調整を行う。

第2章 復興体制の整備 第7節 ボランティア、NPO活動の支援

項目名	(1) 被災初期における連携体制の整備
<p>災害対策本部のボランティア担当を復興対策本部に移行し、ボランティア、NPO（以下ボランティア等と略）を効率的に受け入れ、復興に必要な活動に派遣する。</p> <p>区内で活動するボランティア等に対しては、登録を呼びかけ、受け入れる。</p>	

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法
(1) ボランティア等の受け入れ体制の整備	被災後2週間以内	人権政策課 (ボランティア担当)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部のボランティア担当を復興対策本部へ移行する。 ○復興対策本部の各部署は担当する業務において、必要なボランティア等の内容（専門性）、人数をまとめ、ボランティア担当に伝える。
(2) ボランティアの受け入れ	被災後2週間以内 (72時間以内はボランティア担当)	人権政策課 社会福祉協議会 (センター運営担当)	<ul style="list-style-type: none"> ○総合庁舎内にボランティアの拠点となる「(仮称)目黒区災害ボランティアセンター」を設置する。 ○専門ボランティアの登録は、専門性が必要なので、各所管が日常から登録制度を確立し、災害時に備える。 ○都からあっせんされるボランティア等や震災発生後に目黒区で活動を希望するボランティア等については、団体、個人を問わず、ボランティアセンターの窓口において団体名、構成員名、所在地（住所）、活動領域を紙ベースで登録し受け入れる。 ○ボランティア保険への加入を受け付ける。保険料は自己負担とする。
(3) ボランティアの派遣・支援	被災後2週間以降	人権政策課 社会福祉協議会 各所管課	<ul style="list-style-type: none"> ○各所管から出された要望に基づいて、ボランティア担当がボランティア派遣を要請し、センターが各所にボランティア等を派遣する。 ○各所管からの要望については、ボランティア担当が随時見直し、派遣するボランティア等の配置換えや派遣の終了を行い、過不足のないよう調整する。 ○各所管でボランティア等の活動に必

		各所管課	<p>要なスペースや物資の供給を行い、支援する。</p> <p>○ボランティア担当・協議会・各所管で協議のうえ、区とボランティアの連絡調整の窓口として、ボランティア等の代表者を複数名決める。</p>
(4) ボランティア連絡調整会議の開催	被災後 3 週間以降	人権政策課 社会福祉協議会 各所管課	○区は毎週 1 回、ボランティア等の代表と連絡調整のために会議を開催し、区とボランティア等の両者の要望の調整、現場のボランティア等による業務に関する提案の検討、派遣人数の調整等を行う。
(5) ボランティアの派遣終了	概ね被災後 2 カ月	人権政策課 社会福祉協議会 各所管課	○仮設住宅完成を概ねの区切りとして、短期的なボランティア等の派遣を終了する。
<p>留意事項</p> <p>□被災後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門ボランティアについては、健康福祉計画課及び建築課が受け入れと支援を行う。 			

■ ボランティアが従事できる職務内容（復興段階の例示）

○ 一般ボランティア

- ・ 広報、印刷物の配布
- ・ 避難所運営補助
- ・ 災害要援護者の安否確認
- ・ 支援物資の仕分け、運搬、搬入
- ・ 高齢者の話し相手、子どもの遊び相手
- ・ 避難動物の保護管理など

○ 専門ボランティア

- ・ 通訳
- ・ 保育
- ・ メンタルヘルスケア
- ・ 医療
- ・ 応急危険度判定調査
- ・ 手話
- ・ 介護
- ・ 税務法務相談
- ・ 防疫・環境衛生、防犯
- ・ 電気技術、配管
- ・ 木工 など

第2章 復興体制の整備 第7節 ボランティア、NPO活動の支援

項目名	(2) 復興期における連携体制の整備
<p>復興期においては、ボランティア等に求められる活動領域や活動内容が被災直後とは異なり、専門性や長期の継続性が求められる。そのため短期的なボランティア等から継続的なボランティア等への引継ぎも必要である。また震災をきっかけとして、新たな区民のボランティア組織やNPO法人の設立も想定される。</p> <p>そこで区は、その状況の変化に対応し、行政と専門ボランティア等が連携できる体制を整備し、両者の協力による復興を進める。</p>	

震災後の行動	実施時期	担当	手順と方法
(1) 継続的なボランティア等の需要把握	被災後2カ月以降	人権政策課 (ボランティア担当) 社会福祉協議会 各所管課	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア担当は、専門ボランティアと対応する各部とともに各所管に継続的なボランティアに関する要望をヒアリングし、取りまとめる。 ○ボランティア等の代表者と協議し、継続的なボランティアに関する方針を決める。 ○新たに継続的な活動を希望するボランティア、区内で新設されたボランティア組織、NPO法人を含めて、再登録を求める。
(2) 継続ボランティアの派遣	被災後2カ月以降	同上	<ul style="list-style-type: none"> ○各所管の要望に従い、継続ボランティアを派遣する。 ○ボランティア等の活動に必要なスペースや物資の供給を行い、必要に応じて直接経費についての支援を検討する。
(3) ボランティア連絡調整会議の開催	被災後2カ月以降	同上	<ul style="list-style-type: none"> ○区は毎月1回、ボランティア等の代表と連絡調整のために会議を開催し、区とボランティア等の両者の要望の調整、現場のボランティア等による業務に関する提案の検討、派遣人数の調整等を行う。
(4) ボランティアの派遣終了	概ね被災後2年	同上	<ul style="list-style-type: none"> ○仮設住宅解消を概ねの区切りとして、復興事業としてのボランティア等の派遣を終了し、一般的なボランティアに引き継ぐ。
留意事項			
<ul style="list-style-type: none"> ・専門ボランティアについては、健康福祉計画課及び建築課が受け入れと支援を行う。 			

第2章 復興体制の整備 第8節 がれき等の処分及び発生抑制等

■趣旨、基本的な考え方

大震災時には大量のがれきが生じる。非常時であるが、資源の有効利用、循環型社会の構築、環境負荷の低減といった視点とともに、アスベストやダイオキシン等による健康被害や環境汚染を生じないように、がれきを適正に処理する。

第2章 復興体制の整備 第8節 がれき等の処分及び発生の抑制等

項 目 名	(1) 資材・設備等の再利用、がれき等の処分
被災後、応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、「がれき処理マニュアル」に基づき、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（「がれき」という）を適正に処理する。	

■震災前の行動

具体的行動名	担当	手 順 と 方 法	東京都の動き
(1) リサイクルマニュアルの策定と普及啓発			○「都営住宅等建設リサイクル指針」、「都営住宅等建設リサイクルマニュアル」を応急仮設住宅等の撤去や公営住宅等の建替え等に準用する。また、民間への普及啓発に努める。

■震災後の行動

震災後の行動	実施時期	担当	手 順 と 方 法	東京都の動き
	被災後～			○応急仮設住宅等の撤去等に伴い発生する不要資材や住宅設備等の仕分け、再利用内容、保管場所等を定めた方針を策定検討する。
(1) 応急仮設住宅等の撤去に伴う建築材等	撤去時～	ごみ減量課	○応急仮設住宅等の撤去に伴い発生する建築材再利用を業界に働きかける。 ○再利用不能な廃材については、その処分を依頼する。	

<p>(2) がれき処理基本計画の策定等</p>	<p>被災直後～</p>	<p>建築課 土木工事課 ごみ減量課 住宅課</p>	<p>○発生直後の様々な情報を収集・整理し、所管の区域におけるがれき処理の基本的方針を明らかにした「がれき処理計画」を策定する。</p>	
<p>(3) 公営住宅等の建替え等に伴うがれき等の処分</p>	<p>撤去時～</p>	<p>建築課 土木工事課 ごみ減量課 住宅課</p>	<p>○がれき処理基本計画に基づき、公営住宅等の建替え等に伴い発生するがれき等の処分を行う。</p>	
<p>留意事項</p>				

空白